

○国立大学法人秋田大学利益相反ポリシー

(平成 20 年 9 月 10 日)

改正 平成 21 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 24 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 30 年 5 月 16 日 (平成 30 年 4 月 1 日適用) 令和 3 年 6 月 30 日

1 背景及び目的

国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)は、『「環境」と「共生」』という課題について独創的な研究活動を行い、持続的な 21 世紀文明の基盤を築くことを方針としており、人類の進歩、産業の振興、地域社会の発展に寄与するために、産学連携を積極的に進め、研究成果を社会還元する必要がある。新しい技術や経営手法等の開発とそれによる経済の活性化すなわち既存事業の革新、新事業の創出、雇用の拡大に関して、本学の果たすべき役割について期待が高まっている。また、行政施策立案に関しても、研究者が専門的助言等を行うことも同様に期待されているところである。一方、産学連携による教育研究活動への寄与も期待され、その積極的推進が要望されている。

しかしながら、このような社会還元の推進にあたっては、本学及び本学の役員及び職員(非常勤職員を含む。以下「役職員」という。)が公正かつ効率的な教育研究活動等を行う上で、私的な責任や利益と、公的な責任とが衝突・相反している、いわゆる「利益相反」の状況は、不可避的に生じるものと認識すべきである。このことについて、産学連携の対象である企業や行政機関等に理解を求めるとともに、役職員は、教育研究活動等と産学連携活動を適切に両立させることが求められる。

このような利益相反に関する問題において、社会の信頼や期待に応え、疑念を与えることのないよう留意したうえで、利益相反に関する基本的な考え方を利益相反ポリシーとして策定し、役職員にそのポリシーに則り産学連携活動の一層の活性化を推進することを要請する。なお、人を対象とする生命科学・医学系研究などの研究分野の特性に配慮が求められる利益相反ポリシーは別途策定する。

2 利益相反の定義

広義の利益相反とは、狭義の利益相反と責務相反の双方を含むものである。狭義の利益相反とは、役職員又は本学が産学連携活動に伴って得る利益(実施料収入、未公開株式譲受、兼業報酬等)と、本学における責任が衝突・相反している状況をいう。この狭義の利益相反には、役職員個人が得る利益とその個人の本学における責任との相反、及び大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反がある。一方、責務相反とは、役職員が主に兼業等により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。いずれの場

合も、役職員又は本学が、個人的又は組織的な利益や企業等の責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に、利益相反が問題となる。

3 利益相反マネジメントの基本的な考え方

本学は、産学連携による社会還元を積極的に推進し、また、役職員にそのような活動を奨励する。しかし、その過程で不可避免的に生じる利益相反により、大学の使命に反し、社会的信頼を損なうことを防止するために、大学及び役職員は産学連携活動を実施する際に、利益相反状態が深刻な事態へと発展することのないように最大限の努力を払う必要がある。法律的には合法と解釈できる場合であっても、公的資金で運営される国立大学として公正性が疑われることのないよう、本学における基準を明確にし、これを遵守するべきである。また、利益相反を考えるにあたっては、学生の教育・研究上の利益を損なわぬように常に留意することも重要である。そこで、本学では、産学連携を公正かつ効率的に推進するために、役職員の利益相反状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止し、万が一利益相反を生じた場合には、これを解決するため利益相反マネジメント規程を定める。

4 利益相反マネジメントの体制

(1) 利益相反マネジメント委員会の構成と役割

I 研究担当理事を委員長とする利益相反マネジメント委員会を設け、利益相反に関する重要事項を審議・実施する。利益相反マネジメント委員会の委員は学内外の関係者とする。

II 利益相反の疑義が生じることが懸念される場合、利益相反マネジメント委員会は必要に応じて当該役職員への事情聴取等を行い、改善を要するときはその旨学長に報告する。

III 利益相反の疑義が生じた場合、利益相反マネジメント委員会は必要な調査を行って利益相反状況を審査し、問題の有無及び必要な処置を学長に報告する。

IV 学長は上記 II 及び III の報告に基づき、当該役職員に対し必要な処置を決定する。

V 学長による処置に関し、役職員は異議を申し立てることができる。異議の申し立てを受けて、利益相反マネジメント委員会は再度審議し、学長に報告しなければならない。当該役職員に対し必要な処置の最終決定は学長が行う。

(2) 利益相反相談室

利益相反は状況依存性が高いことに鑑み、役職員がいつでも相談できるよう利益相反相談室を設ける。必要に応じ、弁護士等の協力を得る。

(3) 各部局等での対応

各部局等の長は、部局内の役職員が利益相反の問題を惹起することがないように指導する。

5 利益相反マネジメントの対象者、基準及び行為

(1) 対象者

I 役職員

II 役職員の配偶者並びに役職員の子、父母及び兄弟姉妹

III その他利益相反マネジメント委員会が必要と判断した者

(2) 基準

産学連携活動において生ずる次のような利益相反により、本学の教育研究活動等の公正性に客観的な疑念を生じさせるか否かを判断基準とする。

I 本学における職務と個人的利益が衝突する状況(狭義の利益相反)

II 個人的な利益の有無にかかわらず産学連携等の外部活動に対する職務責任と本学における職務責任が両立しない状況(責務相反)

(3) 利益相反の生じる可能性のある行為

産学連携に関わる活動で概ね次のような場合である。

I 兼業活動(技術指導を含む。)に従事する場合

II 大学発ベンチャー企業の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合

III 企業等に自らの発明等を技術移転する場合

IV 企業等との協力研究に参加する場合

V 企業等から寄附金、設備又は物品の供与を受ける場合

VI 上記I~Vの相手方等何らかの便益を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供する場合

VII 上記I~Vの相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入する場合

6 利益相反に関する役職員の責務

I 対象となる役職員は利益相反状況の判断に必要な事項を自己申告書に記載して利益相反マネジメント委員会に毎年4月30日までに報告しなければならない。また、利益相反状況の発生が少しでも懸念される場合は、その時点で利益相反相談室に相談しなければならない。

I 役職員は、利益相反マネジメント委員会による調査・事情聴取に協力する義務を負う。

7 利益相反マネジメントに関する情報の学内外への周知

利益相反マネジメント委員会は、利益相反のマネジメントに関する情報を以下のとおり学内外に周知する。

I 利益相反ポリシー等利益相反に対する取り組み状況(個人のプライバシーに関わる部分を除く。)を外部へ公表する。

I 学内へは、利益相反に関する意識向上のため、本学の利益相反マネジメントの理念I及び運営方法等を役職員へ周知するとともに、そのマネジメント状況を定期的に報告する。

8 見直しについて

本利益相反ポリシーについては、社会情勢の変化、産学連携活動状況の変化、利益相反に関する事例の蓄積状況、部局からの要望等に応じて、適宜見直しを実施する。